

令和7年度 消費者教育出前講座教材制作業務 仕様書

1 目的

県が行う新社会人向け消費者教育出前講座及び小中学生向けSDGsとエシカル消費に関する消費者教育出前講座において、受講者が短時間で効果的に必要な知識を習得できる教材を制作する。

(背景)

- ・新社会人は、自由に使うことができるお金が増えたり、新しい人間関係を築いたり、消費生活をめぐる環境が大きく変化することから、消費者トラブルに巻き込まれる可能性が高まるため、効果的な消費者教育が必要である。
- ・令和2年以降に改訂された新学習指導要領においては、「持続可能な社会の創り手の育成」が明記され、学校現場でもSDGsの担い手育成が重要課題となっている。エシカル消費は子どもでも実践できる最も身近なSDGsの達成手段であり、小中学生が主体的に学ぶことができる効果的な消費者教育が必要である。

2 事業名

令和7年度 消費者教育出前講座教材制作業務

3 業務内容

(1) 新社会人向け消費者教育出前講座教材の制作

① 説明用パワーポイント

ア 仕様

- ・Microsoft Office Power Point で作成し、(株) ジャストシステムのソフト「JUST Focus 4 バージョン4.1.6」と互換性のある形式とすること
- ・60分程度で取り扱える分量とすること

イ 内容等

- ・消費者教育講師（以下「講師」という。）が企業での新社会人向け消費者教育出前講座で活用できる内容であること
- ・複数年活用できるものであること
- ・講師がカスタマイズして使用できる形式とすること
- ・使用するイラスト等については、全体を通じて統一性を保ったものであるとともに、著作権に十分に配慮し、静岡県が開設・管理するホームページで公開・配布できるものであること
- ・消費者トラブル事例の解説を3事例以上含んだものであること
- ・消費者トラブル事例の内、1つは投資に関するトラブルを扱うこと
- ・消費生活相談窓口の紹介を含んだものであること
- ・納品までの間に2回以上、静岡県との間に校正の機会を設けること

ウ 納品期限

- ・令和8年2月27日(金)

エ その他

- ・納品するPPTファイルは、保護をかけず、編集可能な形式とすること

② 講師用説明シナリオ

ア 仕様

- ・Microsoft Office Word で作成すること
- ・シナリオは60分程度で収まる内容であること

イ 内容等

- ・①で作成した説明用パワーポイント（以下「新社会人向け説明用PPT」という。）に係る説明シナリオであること

- ・使用するイラスト等については、全体を通じて統一性を保ったものであるとともに、著作権に十分に配慮し、静岡県が開設・管理するホームページで公開・配布できるものであること
- ・納品までの間に2回以上、静岡県との間に校正の機会を設けること

ウ 納品期限

- ・令和8年2月27日(金)
- ただし、新社会人向け説明用 PPT と同時に納品すること

エ その他

- ・納品する Word ファイルは、保護をかけず、編集可能な形式とすること

(2) 小中学生向けSDGs とエシカル消費に関する消費者教育出前講座教材の制作

① 説明用パワーポイント

ア 仕様

- ・Microsoft Office Power Point で作成し、(株)ジャストシステムのソフト「JUST Focus 4 バージョン 4.1.6」と互換性のある形式とすること
- ・ワークシート作成の時間を含め、45 分程度で取り扱える分量とすること

イ 内容等

- ・講師が学校での小学生（高学年）～中学生を対象とした小中学生向けSDGs とエシカル消費に関する消費者教育出前講座で活用できる内容であること
- ・エシカル消費とSDGs の関係について言及すること
- ・複数年活用できるものであること
- ・講師がカスタマイズして使用できる形式とすること
- ・使用するイラスト等については、全体を通じて統一性を保ったものであるとともに、著作権に十分に配慮し、静岡県が開設・管理するホームページで公開・配布できるものであること
- ・エシカル消費の具体的な実践例の紹介を含めること
- ・納品までの間に2回以上、静岡県との間に校正の機会を設けること

ウ 納品期限

- ・令和8年2月27日(金)

エ その他

- ・納品する PPT ファイルは、保護をかけず、編集可能な形式とすること

② 講師用説明シナリオ

ア 仕様

- ・Microsoft Office Word で作成すること
- ・シナリオはワークシートの作成時間も含め 45 分程度で収まる内容であること

イ 内容等

- ・①で作成した説明用パワーポイント（以下「エシカル消費説明用 PPT」という。）に係る説明シナリオであること
- ・使用するイラスト等については、全体を通じて統一性を保ったものであるとともに、著作権に十分に配慮し、静岡県が開設・管理するホームページで公開・配布できるものであること
- ・納品までの間に2回以上、静岡県との間に校正の機会を設けること

ウ 納品期限

- ・令和8年2月27日(金)
- ただし、エシカル消費説明用 PPT と同時に納品すること

エ その他

- ・納品する Word ファイルは、保護をかけず、編集可能な形式とすること

③ 生徒用ワークシート

ア 仕様

- ・Microsoft Office Word 又は Microsoft Office Excel で作成すること

イ 内容等

- ・エシカル消費説明用 PPT の内容に付随したワークシートであること
- ・生徒の理解を助けるものであること
- ・モノクロで印刷しても支障のないものであること
- ・最大で A4 両面 1 枚であること
- ・使用するイラスト等については、全体を通じて統一性を保ったものであるとともに、著作権に十分に配慮し、静岡県が開設・管理するホームページで公開・配布できるものであること
- ・納品までの間に 2 回以上、静岡県との間に校正の機会を設けること

ウ 納品期限

- ・令和 8 年 2 月 27 日(金)
ただし、エシカル消費説明用 PPT と同時に納品すること

エ その他

- ・納品する Word ファイル又は Excel ファイルは、保護をかけず、編集可能な形式とすること

(3) その他、上記業務に付随して必要な業務

4 契約限度額

2,000,000円(税込)

5 契約期間

契約の日から令和 8 年 3 月 13 日(金)

6 採用予定者数

1 事業者

7 応募団体の要件

(1) 各種教材の制作に関する実績がある団体等であること。団体等とは、NPO 法人、公益法人、民間企業、その他の法人又は法人以外の団体等であって委託事業を的確に遂行するに足る能力を有するものとする。

(2) 次のアからクのいずれにも該当しないものであること。

ア 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定により、本県における一般競争入札に参加できない団体等。

イ 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている者。

ウ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)に基づき更生手続の開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)

エ 以下に該当する者が役員の団体等

(ア) 成年被後見人または被保佐人

(イ) 破産者で復権を得ない者

(ウ) 禁錮以上の刑に処せられている者

オ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号の規定によるもの)、又は暴力団の構成員、暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者が経営、運営に関係している団体等

カ 政治団体(政治資金規正法第 3 条の規定によるもの)

キ 宗教団体(宗教法人法第 2 条の規定によるもの)

ク 県税を滞納している団体等

8 応募方法

(1) 参加表明書の提出

本公募企画提案への参加を希望する者は、参加表明書（様式1）を郵送又は持参により令和7年4月15日（火）午後5時までに県民生活課へ提出すること。

(2) 企画提案競争参加資格確認申請書の提出

本公募企画提案への参加を希望する者は、企画提案競争参加資格確認申請書（様式2）に必要書類を添付し、郵送又は持参により令和7年4月15日（火）の午後5時までに、県民生活課へ提出すること

(3) 企画提案内容に関する質問

企画提案内容に関する質問は、令和7年4月18日（金）午後5時まで電子メールにて受け付ける。なお、回答は、参加表明書を提出した全ての事業者に対して、随時電子メールにより行う。

◇メールの送付先 県民生活課メールボックス shohi@pref.shizuoka.lg.jp

(4) 応募書類の提出

次のア及びイの資料を令和7年4月28日（月）正午までに県民生活課へ郵送又は持参により提出すること。提出する資料は、すべて日本産業規格A4判とすること。

ア 企画提案書（様式3）（6部）

（※企画案、全体スケジュール計画、業務体制、担当者等を記載）

イ 見積書（1部）

（※採用に当たっては、見積書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額で契約するため、消費税の課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載のこと。）

9 審査

県は、企画提案書の内容を10「審査基準」により審査し、事業費を勘案した採用基準により委託先を決定する。なお、審査に当たり、提案内容について説明を求める場合がある。

10 審査基準及び採用基準

別紙「令和7年度 消費者教育出前講座教材制作業務の審査基準」による。

11 選定結果の伝達方法

応募者全員に文書により通知する。

なお、選定結果についての説明を応募者が希望する場合は、県民生活課において口頭で伝達する。

12 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本円に限る。

(2) 契約保証金は免除する。

(3) 契約の締結に当たっては、契約書を作成しなければならない。

(4) 企画提案のあった内容は、より効果的に実施するために変更を加える場合がある。

(5) この契約に基づき作成された成果物の著作権はすべて静岡県に帰属するものとする。

(6) 今回の応募に関わる一切の費用は提出者の負担とする。また、提出された企画書等は返却しない。

(7) 応募書類について、本仕様書に示された条件に適合しない場合は無効とすることがある。

(8) 県と公契約を締結するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（定型様式）を提出すること。

(9) 公契約に基づく業務の一部を他の者に行わせ、又は当該業務に派遣労働者を関わらせようとするときは、全ての下請負者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書（定型様式）を提出させ、その写しを契約担当者に提出する必要があること。

13 問い合わせ及び応募書類の提出先

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6 静岡県くらし・環境部県民生活局県民生活課

電話：054-221-2175 FAX：054-221-2642 Eメール：shohi@pref.shizuoka.lg.jp

【参考】

◇スケジュール（予定）

内 容	日 程	備 考
公 告（HP）	令和7年4月4日（金）	
参加表明書提出期限	令和7年4月15日（火）午後5時まで	郵送又は持参により提出（必着）
参加資格確認書類 提出期限	令和7年4月15日（火）午後5時まで	郵送又は持参により提出（必着）
質問受付期限	令和7年4月18日（金）午後5時まで	
応募書類提出期限	令和7年4月28日（月）正午まで	郵送又は持参により提出（必着）
採用者決定通知	令和7年5月中旬	
実 施	契約日から令和8年2月まで	
実績報告書提出期限	令和8年3月13日（金）	

(別紙)

令和7年度 消費者教育出前講座教材制作業務の審査基準

項 目		配点	審 査 基 準
新 社 会 人 向 け 教 材	① 到達度	5	契約の基礎知識や消費者トラブルに関する情報が分かりやすく伝わる内容となっているか。
	② 印象度	5	独創性があり、新社会人が消費者トラブルを「自分ごと」として捉えられる内容となっているか。
	③ デザイン	5	新社会人の興味を引きつけるデザインとなっているか。
	④ 構成	5	新社会人が理解しやすく、講師が使いやすい構成となっているか。
エ シ カ ル 消 費 に 関 す る 教 材	⑤ 到達度	5	エシカル消費に関する知識が分かりやすく伝わる内容となっているか。
	⑥ 印象度	5	独創性があり、小・中学生がエシカル消費を主体的に学ぶことができる内容となっているか。
	⑦ デザイン	5	小・中学生の興味を引きつけるデザインとなっているか。
	⑧ 構成	5	小・中学生が理解しやすく、講師が使いやすい構成となっているか。
全 体	⑨ 業務遂行体制	5	業務遂行体制（人員・組織）は十分か。 本事業実施に関する経験・知識はあるか。
	⑩ その他特に 評価すべき内容	5	特に評価すべき工夫がされているか。